

大阪府監査委員告示第15号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年5月23日

大阪府監査委員 赤木 明夫  
同 京極 俊明  
同 大島 章  
同 中村 哲之助  
同 磯部 洋

（通知文）

都第1113号  
平成20年4月18日

大阪府監査委員 磯部 洋 様  
同 赤木 明夫 様  
同 京極 俊明 様  
同 大島 章 様  
同 中村 哲之助 様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<収支改善及び財務諸表について>

1 監査対象団体

大阪府道路公社

2 委員意見

大阪府道路公社が所管する有料道路は、建設資金を通行料金収入により償還する計画となっているが、供用中路線のうち「鳥飼仁和寺大橋有料道路」についてみると、通行料金収入が計画を下回っており、料金徴収期間終了時の平成28年度においては多額の償還残が発生する見込みとなることから、速やかに経営改善計画を策定し収支改善に努められたい。

また、財務諸表に通行料金収入等の計画対比を記載するとともに、経営改善計画、財務諸表等を府民や利用者に分かりやすい形で情報提供することを検討されたい。(平成17年度)

### 3 措置の状況

(経営改善計画について)

当道路公社の経営状況を広く府民や道路利用者に対して客観的に分かりやすく説明するとともに、今後の事業運営に資するための経営改善計画として平成19年3月に策定した「大阪府道路公社の経営とその将来見通し」を同年4月に公表しました。

(府民や利用者への情報提供について)

上記将来見通しや財務諸表を当道路公社のホームページへ掲載するなど、適切な情報開示に努めました。

### <土地面積のない資産について>

#### 1 監査対象団体

大阪府土地開発公社

#### 2 委員意見

大阪府土地開発公社の保有資産の中には、帳簿上の土地面積がないにもかかわらず、補償費、事務費、利息が計上されている資産が存在する。当該資産については、府と協議の上、早期に解消するとともに、今後、こうした状況が生じないように留意されたい。

また、当該資産の解消状況等を適切に公表されたい。(平成18年度)

### 3 措置の状況

(早期解消に向けた取組について)

当該資産については、大阪府において平成18年度から平成22年度までの5か年で解消する計画が策定され、平成19年度末までに818,939千円(利息分を含む)、計画の約6割強の資産が解消されました。

(今後の発生防止に向けた取組について)

大阪府都市整備部に対し、当該資産を早期に解消し、今後このような資産を新たに発生させることがないように要請するとともに、平成19年度以降の新規取得分資産について、補償の状況と対象となる土地とが関連して把握できるよう電算システムの改良を行いました。

(解消状況等の公表について)

平成18年度決算から「決算書」に前期末残高、当期増加・減少高、及び当期末残高を公表することとしました。

### <委託売店の適正な収入確保について>

#### 1 監査対象団体

(財)大阪府公園協会

#### 2 委員意見

A公園内売店においては、長期間、契約書に定める売上報告書の提出がなされていないため、受託業者から協会に納付されるべき売上納付金額の確定ができず、請求を行っていない。また、受託者が負担すべき光熱水費についても未納の状況が続いている。

このため、当該受託者に契約条項の遵守を求め、適正な収入確保に努められたい。(平成19年度)

### 3 措置の状況

(契約の解除)

売上納付金については過去の実績から金額を推計し、光熱水費については額を確定し、その合計額について期日を切って請求しましたが、期日までに支払いがなかったため、平成19年12月3日に契約解除の通知を行ったうえ、同年12月28日に契約解除を行いました。

(裁判関係)

平成19年12月7日付けで大阪地方裁判所堺支部へ「売上納付金」と「光熱水費」の支払請求の提訴を行い、2回の口頭弁論を経て、平成20年2月18日に「公園協会全面勝訴」の判決を得ました。

#### <府と指定管理者の費用負担のガイドライン策定について>

##### 1 監査対象団体

(財)大阪府公園協会

##### 2 委員意見

公園内の施設の破損・老朽化等に伴う補修・修繕や、盗難・災害による損傷等の復旧を、府と指定管理者のどちらの費用負担で行うかについては、個別のケースで判断が困難なものがあるので、責任分担を明確化するため、府と財団法人大阪府公園協会との間で協議を行い、具体的なガイドラインを策定されたい。(なお、この意見は大阪府都市整備部に係る意見ともする。)(平成19年度)

### 3 措置の状況

措置した団体：(財)大阪府公園協会

府との責任分担を明確化するため、当協会と府の間で協議を行いました。

府は、この協議を踏まえて「指定管理業務における施設の補修、修繕等について(案)」を作成し、当協会を含む府営公園の全指定管理者の意見聴取を行いました。

措置した機関：大阪府都市整備部(公園課)

(財)大阪府公園協会と協議を行い、府と府営公園の指定管理者との間の公園内施設の破損・老朽化等に伴う補修・修繕や盗難・災害による損傷等の復旧に係る費用負担についての具体的なガイドラインとなる「指定管理業務における施設の補修、修繕等について(案)」を作成し、各指定管理者の意見を聴取しました。

その意見を反映させて指定管理者が行う公園管理マニュアルである「府営公園管理要領」を改正し、平成20年3月31日付けで各指定管理者に通知しました。

#### <現金等の管理事務について>

##### 1 監査対象団体

(財)大阪府公園協会

##### 2 委員意見

財団法人大阪府公園協会の本部事務局や各公園管理事務所における現金・預金等の管理状況を実地に監査したところ、現金過不足に係る事務処理方法があいまいであること、事務処理が遅延していたこと等により、同財団の会計に算入されていない現金が存在する状況であったので、現金の管理事務の抜本的な改善を図られたい。

また、至急の経費支出を行うための制度が不十分であることから、小口現金制度の導入等、制度改善を検討されたい。

さらに、金庫内に親睦会費等が管理不十分な状態で保管されているものが散見されたので、大阪府の制度も参考にしながら、取扱方法の改善を図られたい。(平成19年度)

### 3 措置の状況

(現金等の管理事務の改善について)

財団の会計に算入されていない現金については、雑収入として会計計上し、事務処理が遅延していたものについては、調査・調整の上、事務処理を行いました。

業務の適正な執行確保については、各所属長に対して文書により通知するとともに、職員研修を実施し現金の管理事務について指導しました。

今後、現金管理に係る事務処理基準の整備、多様なチェック体制の構築を進めるとともに、研修等を行い事務手続を徹底します。

(至急の経費支出の制度の検討について)

至急の経費支出の制度については、引き続き各公園管理事務所の実態等を確認しながら検討していくこととします。平成20年度は、当面原則として、口座振替による手続を職員に徹底させ、加えて、当協会の会計規程で定めている「資金前渡」と所属長の事前了解による職員の「立替払」を厳正に運用します。

(親睦会費等の管理について)

各所属長を通じ、「親睦会費等の管理については、複数の会計担当者を定めるとともに、常にその出納が明らかとなる帳票を作成すること。また、親睦会費等は、公金とは明確に区分して保管すること。」と指示しました。